

第 7 次鹿角市総合計画後期基本計画策定方針

I 策定の趣旨

第 7 次総合計画前期基本計画策定後の社会経済情勢の変化や新たな課題に対応するとともに、前期基本計画に基づく取組の成果・検証を反映し、今後の本市のまちづくりの方向性を示すため後期基本計画を策定する。

II 策定にあたっての基本的な考え方

1 鹿角市まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体的に策定

「鹿角市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を統合し、総合戦略の目標を踏まえ、より効果的に施策展開が図られるよう重点的に取り組む事項を明確にし、戦略性の高い計画とする。

2 前期基本計画及び総合戦略の評価を踏まえた計画づくり

前期基本計画及び総合戦略について十分な検証を行い、市の施策の現状、達成度や課題を明確にした上で計画づくりに反映する。また、持続可能なまちの実現に向け、計画に位置付ける事務事業については、選択と集中を図る。

3 社会情勢の変化に対応した計画づくり

本市の人口動態や産業等をはじめ、社会的課題の本市における現状を的確に認識した上で、今後の将来動向も考慮した計画づくりを行う。特に、従来の想定より早く人口減少が進んでいる現状を踏まえ、女性や若者の定着・回帰の促進のほか、前期基本計画の期間に進展したカーボンニュートラルの推進、大きく変容したライフスタイルへの対応も含めたデジタル化の推進など、急速に変化する社会情勢に対応し、住民の福祉の増進を目指すための計画とする。

4 市民意見の反映

かづの未来会議、かづの未来の若者会議、市民・若者アンケート、関係団体等へのヒアリングなどにより、様々な形で市民の意見や意向を把握し、計画に反映する。

5 個別計画との連携強化

各課において策定している個別計画と本計画との整合性を図るほか、連携を強化し実効性を高めた計画とする。

Ⅲ 計画の構成と期間

第7次総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成する。

1 基本構想

令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする。

2 基本計画

後期基本計画は、前期基本計画（令和3年度～令和7年度）に続く、令和8年度から令和12年度までの5カ年を計画期間とする。

3 実施計画

計画期間を3カ年とし、毎年度見直しを行う。

Ⅳ. 策定体制

本計画は次のとおり市民や市議会と連携しながら、全庁を挙げて策定する。

1 市民参画

①かづの未来会議

公募による市民の代表者や地域づくり協議会など各種団体の代表者からなる「かづの未来会議」を設置し、本計画策定に関する事項等に関して提言を受ける。

②かづの未来の若者会議

市内中高生からなる「かづの未来の若者会議」を開催し、次世代の視点から基本構想や施策体系等に意見や考えを反映する。

③市民アンケート

市の取組について、重要度と満足度による評価を行うとともに、今後の施策に対する要望を把握し計画に反映するため、無作為抽出の市民900人を対象としたアンケートを実施する。

④若者アンケート

市の取組について、将来を担う世代である若年層の意見や考えを反映するため、市民アンケートの補完的調査として、無作為抽出の市内の高校生から39歳以下の若者900人を対象としたアンケートを実施する。

⑤住民説明会

後期基本計画の内容を広く市民に周知するとともに、各地域の課題や意見・要望等を把握し情報を共有することで、地域の実情を踏まえた計画を策定する。

⑥パブリック・コメント

計画案についてパブリック・コメントを実施し、市民からの意見を幅広く求め、

提出された意見を参考にして計画を策定する。

2 市議会

策定段階において、全員協議会を開催し情報の提供・説明を行うとともに、議会の議決すべき事件を定める条例第1号に基づき、基本構想の変更に関して議会の議決を得る。

3 庁内体制

①策定会議

庁議出席者で構成し、総合計画等に係る重要事項を決定する。

②策定会議幹事会

課長等で構成し、策定会議に諮る事項について協議及び決定し、原案を策定する。

③策定会議幹事会ワーキンググループ

行政評価管理官等で構成し、幹事会の命を受けて特命課題についてチームを編成し、調査研究・政策立案を行い、総合計画素案策定に反映する。

V 策定スケジュール

別紙スケジュールのとおり